

木津川市教育委員会会議録

令和7年第2回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和7年2月13日（木） 午後3時30分から午後4時39分まで

○場 所：木津川市役所 5階 全員協議会室

○出席者：竹本充代教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員

（事務局）平井教育部長、八田理事兼文化財保護課長、大村理事、山口理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村学校教育課長、中島社会教育課長、比志島健康福祉部こども未来課長、小川学校教育課主幹

1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

委員から異議なく承認された。

3. 議事

《議案第3号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和6年第4回木津川市議会で条例が可決された令和7年4月1日付組織改正に伴い、所要の改正を行うもの。現在学校教育課の所管となっている児童クラブは、新設されるこども未来部の所管となることから、事務分掌を変更する。

また、現在補助執行中の幼稚園事務については、新設されるこども未来部保育幼稚園課に事務分掌が変更になる。

〔質疑〕

教育長：組織改正に伴い、教育委員会規則を改正する。児童クラブに関することは令和元年11月から教育委員会で補助執行していたが、令和7年4月から市長部局に戻ることになる。また、幼稚園に関することは市長部局で補助執行している所管部局の名称が変更になる。

委 員：資料には組織機構（案）となっているが、議会で可決されたのではないのか。

教育長：条例は12月に改正されたが、条例は部局名までであり、課以下の名称等は規則改正によることになる。現時点では規則改正の公布がされていないので、案となる。教育委員会規則は、教育委員会で諮る必要があるので、今回の定例会で提案した。規則改正の公布後に案は消えることになる。

委員：府や国の上位部局はどこになるのか。

教育長：府は教育委員会になる。国は文部科学省である。本市の幼稚園事務は市長が補助執行しており、その点は変わらない。

委員：国にはこども家庭庁もできているが。

事務局：保育園や認定こども園はこども家庭庁、幼稚園は文部科学省が所管している。

教育長：こどものことについては文部科学省、こども家庭庁、内閣府などが関係している。

【採決】

教育長が議案第3号について採決を行い、全員一致で可決された。

次の議案第4号については、市議会へ提出する案件であり、議会運営委員会が開かれる前であることから、教育長が、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当するため非公開とすることを発議した。

委員全員賛成のため、会議は非公開とし、会議録については事務の執行に支障が生じなくなった時点での公表する。

《議案第4号 令和7年度木津川市一般会計予算について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するもの。

令和7年度木津川市一般会計予算は歳入、歳出総額それぞれ365億4千300万円。うち教育費は52億4千841万円で、全体の14.36%。前年度比10億2千792万2千円で、1.5%の増である。主な増額の理由は小中学校体育館等照明のLED化、空調設置工事などである。

そのほか主な事業について説明。

【質疑】

委員：図書館防犯カメラ設置について。以前本の持ち去りなどが話題になったこともあ

った。木津川市でも被害が出ているのか。

事務局：加茂図書館でわいせつ事案が発生した。児童書のコーナーや死角になる箇所の利用者の安全確保、犯罪の未然防止を目的に設置する。

委 員：図書館を利用するには大半が市民であり、疑いの目を向けたくないという思いもある。現在の防犯対策はどうなっているのか。

事務局：ダミーの防犯カメラなどを犯罪抑止のため設置していたが、警察からダミーでは効果が薄いと指摘があった。市民を疑うのではなく、未然防止が目的である。

委 員：防犯カメラの設置など、対策を周知したほうが抑止効果があるのではないか。

委 員：児童・生徒一人1台タブレット端末の更新について。Windows から iPad への移行は全体的な流れなのか。

事務局：今回の更新は、府の共同購入により実施するが、その際の条件の一つで iPad の使用を指定されている。現状府内では本市含む2市だけが Windows で、他市町はすべて iPad を使用しており、故障も少ないと聞いている。本市では経年劣化により修繕料が高騰しており、端末を更新することで抑制につなげたいと考えている。

委 員：瓶原公民館の建造物調査について。公民館は社会教育施設だが、文化財の事業となっている理由は。

事務局：瓶原公民館は、旧町以前の数少ない公共建築物であり、文化財的な価値を有する。今後、公共施設としての在り方を検討する上で、瓶原村役場の原形の残存状態などを調査し、記録するもので、その他必要な調査も含め、文化財保護事業として実施する。

委 員：史跡恭仁宮跡活用事業実行委員会への負担金について。総事業費が 4500 万円とあるが、単年度事業費か。

事務局：単年度経費である。事業初年度であり、今後につながる史跡の活用や観光事業を見込むコンテンツの創出を目的としている。

委 員：文化庁からの国庫補助金を利用するのか。

事務局：そのとおり。

教育長：今後の事業につなげていく初期投資というイメージか。

事務局：国庫補助事業としては単年度になるが、後年度の成果の検証が求められる。

委 員：市立小中学校への校内教育支援センターの設置について。令和7年度中に全校に設置する予定か。

事務局：そのとおり。令和7年4月の開設を予定している。現状、各学校に登校しても教室に入れない、別室や保健室登校の児童生徒がいる。そこから不登校にならないよう、学校内に居場所を作りたいと考えている。

委 員：通級指導教室の増設について。城山台小学校、木津中学校に新設することだが、児童生徒数が増加し、対象人数も増加することによるものか。

事務局：そのとおり。令和6年度は城山台小学校には木津小学校から指導員が巡回してい

た。それ以前は梅美台、州見台小学校に通っていた。

委 員：増設後の設置数はどれくらいになるのか。

事務局：既設の木津、木津川台、梅美台、州見台、南加茂台、棚倉小学校、木津南、泉川中学校に2校加えることになる。

委 員：城山台小学校に利用できる空き教室はあるのか。

事務局：年度により教室などの活用方法を変更したり、パーテーションで仕切ったりすることも可能である。場所は検討して確保していく。

委 員：児童・生徒一人1台タブレット端末の更新について。更新は一斉に行うのか。

事務局：10月から更新を順次始める。

委 員：共同学校事務室の校務用パソコンはWindowsがアップデートするとなっている。

教員はWindowsとiPadの両方を使用するのか。

事務局：共同学校事務室の校務用パソコンは事務共同化を実施している執務室で事務職員が使用するものである。

委 員：授業関係はiPadで、事務系はWindowsを使用する。使用する職種が違うので、教員が両方を使うわけではないという理解でよいか。

事務局：実際には教員は校務と授業でもWindows機を使用しているが、授業で使用するソフトはクラウドで利用しているため、OSによる違いはない。

委 員：学校給食費物価高騰対策の実施について。予算不足にはならないように計算しているのか。不足の場合は補正予算対応になるのか。

事務局：予算計上にあたり、物価上昇率の見込みを含めて何度も試算し、上昇率を1.05と見込んで計上した。食材の検討など、工夫しながら経費を抑えていくが、不足の場合は補正予算で対応することになる。また給食費の保護者負担をどのようにしていくかについても検討していく。

【採決】

教育長が議案第4号について採決を行い、全員一致で可決された。

非公開とする案件が終了したため、教育長が会議を非公開とすることの終了を宣言した。

《報告第1号 木津川市育英資金の今後の方向性について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和6年度第2回木津川市育英資金運営委員会を開催し、今年度交付決定後の残額が約250万円となるため、今後の育英資金の交付の方向性について審議された。結果、基金があ

る限り1人1万円を交付し、残額が100万円を下回った時点で休止すると決定された。

【質疑】

教育長：近年の状況から、いつまで交付可能と見込んでいるのか。

事務局：令和7年度当初予算で101万円計上しているので、令和8年度交付分でいったん休止になると見込んでいる。

委員：合併後の交付最高額は。

事務局：現在は新入生に1人1万円を交付している。令和6年度69人、5年度88人に交付。平成22年時点の基金残額は3千300万円程度であった。合併当初は一般会計で一般財源も負担していたが、篤志者の意思を尊重するため不足分は基金を取崩すこととした。当時在校生に1人3万円、平成29年度から新入生に限定、さらに令和3年度から1人1万円の交付に変更している。今後の交付の見通しが立つ程度の寄附がなければ、継続及びいったん休止後の再開は困難である。

委員：寄附はないのか。

事務局：令和4年度に10万円の寄附があった。

教育長：高校生に対する支援が手厚くなっているので、入学時にかかる費用に対する効果が薄れてきているかもしれない。篤志者からいただいた寄附金なので、ある限り継続し、申請数の見込みから一定の目途をたて、市民にも休止をお知らせする必要がある。

委員：休止の決定を100万円とした理由は何か。

教育長：1年の申請者数が70から80人程度で推移しているので、基金残高を申請額が超えることがないよう、事前に休止を周知する必要がある。

委員：申請数は毎年変わる。申請を受け付けて支払えないリスクもあるのか。

事務局：80人から100人の水準で考えると、基金残高が100万円を下回ると払えないリスクが高くなるため、休止の目途を100万円とした。

委員：申請から交付までの期間の事務処理はどうなっているか。

事務局：市立中学校3年生で就学援助を受けている生徒を対象に2、3月頃に個別案内する。また広報4月号で一般にも周知し、申請を受け付けている。その後6月の運営委員会で交付決定し、7月中に口座振込している。

教育長：補足する。就学援助と同じ審査基準のため、該当生徒の保護者に周知している。育英資金交付規則第9条で交付決定は6月30日までと規定されており、決定後速やかに振込処理をしている。

委員：振込が終了した時点での残額が100万円以下なら、その年度末の2、3月の案内はしないのか。休止の基準や、いつまで交付可能か見込みの時期など広報しないのか。

教育長：少なくとも就学援助を受けている方には知らせる必要がある。

事務局：4月に申請を受け付け、6月に決定した時点で100万円以下になれば広報する。次年度の3年生には周知が必要と考える。

委員：再開の目途はどうか。

事務局：1年で約100万円が必要。1年だけの再開もあり得るが、運営委員会で審議して決定される。実際には難しいと思われる。

委員：1年だけ再開も難しい。多額の寄附が集まる可能性も低いのであれば、再開は厳しいのではないか。

委員：休止した場合、運営委員会はどうなるのか。委員の任期は何年か。

事務局：任期は3年である。

委員：廃止するまでは動向を見守る必要がある。

教育長：状況を見ながら運営委員会で協議することになる。

事務局：来年度の運営委員会で協議することとしたい。

委員：生活保護では高校進学時に学費として増額する制度はあるのか。

事務局：生活保護においても、国等の高等学校無償化制度を活用し、高等学校卒業までを支援する制度設計がなされている。

委員：基本の制度として、育英資金がないと進学できないことはない。高校の授業料無償化など国の施策の動向を注視する必要がある。

教育長：寄附をいただいた篤志者の思いもある。社会全体で教育を受ける機会を保障していく必要がある。

4. 教育長報告（令和7年1月28日～令和7年2月13日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・ 1月31日 令和6年度第3回京都府都市教育長協議会が開催された。開催地は府下14市で持ちまわっており、今回は木津川市で開催した。会議後、浄瑠璃寺とオープン前の福寿園山城館を視察した。
- ・ 2月 1日 木津川市文化芸術協会市民文化祭が2日までアスピアやましろで開催された。
- ・ 2月 4日 いじめ防止等対策委員会を開催した。
- ・ 2月 7日 令和6年度木津川市防災会議・木津川市国民保護協議会に出席した。
- ・ 2月12日 泉川中学校研究報告会を開催した。泉川中学校が東京で研究発表した内容を市長と教育委員会で聞かせてもらった。
- ・ 2月13日 教育委員会定例会

【質疑】

委員：国民保護協議会とはどういった組織なのか。

教育長：市民の暮らし、武力攻撃などから安全を守る視点のもので、防災会議と同じメン

バーである。国交省、京都府、消防、警察などの関係機関が集まり、共通認識を持つようにしている。

委 員：管轄はどこになるのか。

教育長：市長が会長を務める。事務局は市長直轄組織の危機管理課である。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 令和7年度学校教育の重点について

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

「重点取組事項」のうち1、2点目は継続。3点目のコミュニティ・スクール構想は新規の項目である。令和8年度中にすべての市立学校に学校運営協議会を設置することを目標とし、タイムスケジュールを掲載している。3月中旬頃、学校へ配布する。

〔質疑〕

委 員：コミュニティ・スクール構想の家庭や地域への情報提供は、どういった形ですか。

事務局：具体的には今後検討するが、コミュニティ・スクール構想の周知、委員の選出など地域や保護者の協力が不可欠であり、情報発信についても協力依頼を考えている。

委 員：図では教育委員会と学校が区分されているが、違いは何か。

事務局：教育委員会は市全体、学校は校区内が対象になる。

教育長：まずは教育委員会と学校が共通認識を持ち、市民への広報や学校から校区内の方への発信を考えたい。

学校教育の重点は、振興基本計画が基になっており、令和7年度に意欲的に取り組んでいく項目を挙げている。授業のカリキュラムもこれに沿って作成されることになる。

(3) 次回教育委員会は、令和7年3月19日（水）午後に木津川市役所で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。